

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

五条川アメニティタウン再生計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

岩倉市

### 3 地域再生計画の区域

岩倉市の全域

### 4 地域再生計画の目標

岩倉市は、愛知県の北西部に位置し、名古屋市から15キロメートル圏内にあって、全域が都市計画区域となっており、人口密度も愛知県内の市では名古屋市に次いで高いなど、交通利便性の高い大都市近郊の住宅都市として発展してきた。

本市の人口は48,288人（平成17年4月1日現在）であり、面積は10.49平方キロメートルと愛知県内では最小である。さらに、この狭小な面積のわずか53%の市街化区域に約87%の人口が集中しているため、都市環境の整備が課題となっている。

これまで本市では、ふるさとのシンボルとして市内を南北に流れる五条川の自然環境整備を重点的に進めてきており、特に、両岸の1,600本の桜並木がみごとに咲き誇る様は「日本のさくら一名所百選」にも選ばれるほどで、本市の貴重な財産となっている。また、五条川の堤防道路を尾北自然歩道に指定し、散策の拠点となる休憩所や歴史的な文化遺産である岩倉城跡なども整備しており、四季を通じ、市民の散策やジョギングなどの健康づくりの場ともなっている。さらに、桜まつり、水辺まつり、五条川マラソンなど、本市のメイン行事の多くは五条川と結びついており、また、小学生の水生生物調査や市民レベルでの清掃活動なども毎年、行われている。

五条川は、古くから農業用水路として利用されており、昭和30年代後半には全国を席捲した工業排水・生活排水による水質汚濁もみられたが、排水規制の強化や平成7年から供用開始した五条川左岸流域下水道事業などにより水質改善が見られるようになったものの、環境基準では、なおE類型の低い数値となっている。

このため、汚水処理施設を一層促進することによって、五条川の水環境の再生を図るとともに、市民との協働による五条川自然再生整備の取組みに加え、竹林公園や長瀬公園など五条川沿川の整備を進めることにより、市民に

やすらぎと憩いを提供する都市空間を形成する。

また、平成16年12月には第2回地域再生計画「桜と水の“五条川耕園”再生計画」の認定を受け、地域特性を活かした身近な自然との共生による環境調和型のまちづくりに着手したところであり、本再生計画との連携により、五条川の水環境の再生と生活環境の向上によるアメニティの高いまちづくりを進め、交流人口や居住人口の確保を図りつつ、「より質の高い生活都市」としての深化を目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を48.7%から59.5%に向上）

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

岩倉市の汚水処理は、五条川左岸流域下水道地区では、すでに97.5%の汚水処理人口普及率であるが、地域再生計画の区域となる五条川右岸流域下水道地区の市街化区域の汚水処理人口普及率は24.6%と整備が遅れている。このため、五条川の水質は依然、良好とはいえない状況にある。

今後、この五条川右岸流域下水道地区の市街化区域において汚水処理施設整備交付金を活用して公共下水道の整備を進めるとともに、引き続き、市域全体の市街化調整区域においては、浄化槽（個人設置型）の整備を進める。

市街化調整区域は、農地保全地域であり住宅建設は多く見られないが、老朽家屋が散見していることから、建て替えや改築が増えるものと見込まれるので、積極的に浄化槽整備を呼びかけることとする。

本地域再生計画の実施により、公共下水道と浄化槽の効率的な整備を図ることによって、5年間で岩倉市全域の汚水処理人口普及率を現在の48.7%から59.5%まで向上させる。

また、五条川においても、市民団体「岩倉の水辺を守る会」の清掃活動や、「ふれあい花の会」の護岸花壇の管理などを通して、多様な人材の参加を促すとともに、五条川沿川の公園や散策路整備などを進め、市のシンボル空間としての形成を図る。

あわせて、本市では、全市域を身近な自然との共生による環境調和型のまちづくりを目標とする地域再生計画（第2回認定）を推進している。

このように、汚水処理施設整備の推進と都市環境の向上の取り組みを進めることによって、アメニティの高いまちづくりの達成を目指す。

なお、公共下水道（五条川右岸流域関連公共下水道事業計画）の下水道法第4条の手続きは、次のとおり。

- ・下水道法事業認可 平成 6年 4月 27日
- ・下水道法変更認可 平成 16年 3月 30日
- ・下水道法変更認可 平成 19年 4月 27日

## 5－2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### (1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

#### [事業主体]

いずれも岩倉市

#### [施設の種類]

公共下水道及び浄化槽（個人設置型）

#### [事業区域]

公共下水道	岩倉市大地新町・中央町・栄町・旭町・下本町・本町・宮前町・西市町・大地町・鈴井町地区
-------	--

浄化槽（個人設置型）	岩倉市の公共下水道整備計画区域外地区
------------	--------------------

\* 詳細は別添整備区域図による。

#### [事業期間]

公共下水道	平成 17年度～21年度
-------	--------------

浄化槽（個人設置型）	平成 17年度～21年度
------------	--------------

#### [整備量]

公共下水道	$\phi$ 200～ $\phi$ 1,000 12,000m
-------	----------------------------------

(うち 単独事業分	$\phi$ 200 1,100m)
-----------	--------------------

浄化槽（個人設置型）	7人槽 16基
------------	---------

なお、各施設による新規の処理の処理人口は下記の通り。

公共下水道	4,310 人
-------	---------

浄化槽（個人設置型）	40 人
------------	------

#### [事業費]

公共下水道	2,010,600 千円
-------	--------------

(うち、単独	697,000 千円)
--------	-------------

(うち、国費	610,000 千円)
--------	-------------

浄化槽（個人設置型）	6,576 千円
------------	----------

(うち、国費	2,192 千円)
--------	-----------

合計	2,017,176 千円
----	--------------

(うち、単独	697,000 千円)
--------	-------------

(うち、国費	612,192 千円)
--------	-------------

### 5－3 その他の事業

#### ○既に認定を受けた地域再生計画の取り組み

岩倉市では、第2回地域再生計画「桜と水の“五条川耕園”再生計画」の認定を受け、全市域を身近な自然との共生による環境調和型のまちづくりを基本とする“五条川耕園”と位置付け、多様なライフスタイルに対応する居住環境の創出や農村集落の活性化などに取り組んでいる。

大都市近郊の住宅都市で、狭小な市域面積である本市が持続可能な地域再生を実現する上で、都市環境の快適性を高めることが重要な課題となっている。こうした中で、第2回地域再生計画では、本市の地域資源である五条川の自然再生の取り組みをキーワードとして、まちのイメージアップと経済的な活性化を目指したものである。

したがって、本地域再生計画との相乗効果により、本市が目標とする「より質の高い生活都市」としての深化が実現できるものと考えている。

#### ○五条川環境整備事業

地域再生計画と連携する事業として、以下の五条川沿川の環境整備事業を住民参加で推進する。

##### ① (仮称) 竹林公園整備事業

中心市街地と周縁部の中間地点となる五条川の拠点整備として、五条川沿いに残された竹林の保全とあわせ、河川側に自然再生・復元のためのワンド、デッキ等を設けた自然保全型公園を整備する。

(事業期間 平成16年度～19年度)

##### ② (仮称) 長瀬公園整備事業

市域のほぼ中央で、五条川から田園につながる地区に、緑に囲まれた芝生広場としての整備を行う。

(事業期間 平成17年度～20年度)

##### ③ 五条川自然再生整備事業（継続中）

五条川の親水護岸、堰等の多自然型整備を進めてきているが、引き続き、桜並木の維持管理事業、散策路の浸透性舗装整備等を実施する。

また、市民団体「岩倉の水辺を守る会」の清掃活動や、「ふれあい花の会」の護岸花壇の管理などを通して、五条川の自然環境の保全と再生を図る。

## 6 計画期間

平成17年度～21年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本地域再生計画における汚水処理施設整備交付金に関連する事業の効率化及びその実施過程の透明性を一層向上させるため、事業に対する評価及び完了後一定期間経過した事業に対する事後評価を実施するにあたり、府内に下水道課・環境保全課・企画課を始めとする関係部局で組織する「地域再生計画評価委員会」を設置し、毎年度、地域再生計画の進捗状況として、整備面積、整備区域人口、汚水処理人口、下水道整備延長、水洗化率、浄化槽設置数、収支状況についての各指標の検証及び今後の事業のあり方について検討を行う。

また、平成20年度に予定している市民意向調査において、生活環境に関する評価調査を実施し、報告書を作成する。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し